

地域再生計画

1．地域再生計画の名称

自然・歴史環境との共生づくり - やすらぎプラン

2．地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県不破郡垂井町

3．地域再生計画の区域

岐阜県不破郡垂井町の全域

4．地域再生計画の目標

垂井町は、岐阜県の南西部に位置し、人口28,295人(平成17年4月1日現在)、面積57.14平方キロメートルで、三方を山に囲まれ、全面積の約60%が山林、残りの約40%が平坦地で形成されています。中世には中山道の宿場町、南宮大社の門前町として栄え、現在でも、「美濃路の松並木」、「戦国の軍師竹中半兵衛重治の陣屋跡」、「美濃国の一の宮としての南宮大社」等歴史的文化財も多く残されています。

また、町の中央には揖斐川水系の相川が流れ、地名の由来となった「垂井の泉」など山からの豊富な伏流水により町のいたるところに湧水池がある『水と自然』の豊かな町です。かつて、湧水池や小川には夏でも水温20以下のきれいな冷たい水を好む、環境省の絶滅危急種に指定されている県の天然記念物トゲウオ科イトヨ属の魚「ハリヨ」が生息していましたが、生活排水による河川や地下水の水質の悪化等によりその数が激減し、現在では町内のごく限られた湧水池のみで生息が確認される状態となってしまいました。

そこで町では、歴史・自然資源の保全を図るため、垂井町文化財保存事業として垂井の泉保存会、ハリヨ保存会等を設置し、周辺の整備・清掃活動等を通じ、環境保全に努めています。また、美しい水辺は住民共通の財産であるとの認識にたち、水と親しむ憩いの場の創造を目標として、史跡・湧水池を利用したやすらぎに満ちた親水化事業を計画し、相川水辺公園の整備、春には河川敷でこいのぼり遊泳を行っており、今後も整備を推進します。

さらには、水質向上をめざすため、平成5年に公共下水道事業認可を受け、平成14年4月からは供用開始し、平成16年度には拡大事業認可を受け整備推進に取り組んでいます。同時に、下水道事業認可区域・農業集落排水事業処理区域外の地域については、平成12年度から浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定め、浄化槽設置整備事業(個人設置型)により整備推進しておりますが、今後も汚水処理施設を一層促進します。

これらの事業により、歴史や伝統、自然を基調とした個性と美観あふれる景観創造に努め、環境保全、自然・歴史環境と調和した魅力と誇りのある地域性豊かな垂井町を実現します。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を48%から70%に向上)

(目標2) 歴史的文化財を活用し観光客を誘致(観光客年間50万人(平成15年)を55万人に増加)

5 - 1 全体の概要

平成16年度に事業変更認可を受けた宮代・東地区については、公共下水道事業により面整備を、下水道事業認可区域・農業集落排水事業処理区域外の地域については、浄化槽設置整備事業(個人設置型)により整備推進し、汚水処理施設の普及を促進します。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[施設の種類の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 垂井町宮代、東(一部)地区
- ・浄化槽 下水道事業認可区域、農業集落排水事業処理区域外の地域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度

[事業量]

- ・公共下水道 150～600 39,000m
- ・浄化槽(個人設置型) 668基

人槽	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
5人槽	16基	30基	30基	30基	30基
7人槽	58基	100基	100基	100基	100基
10人槽	5基	10基	10基	10基	10基
20人槽	1基	2基	2基	2基	2基
30人槽	2基	2基	2基	2基	2基
50人槽	2基	2基	2基	2基	2基
計	84基	146基	146基	146基	146基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 公共下水道 5,510人
- 浄化槽 2,070人

[事業費]

公共下水道

- 2,753,900千円
- (うち、単独 877,900千円)
- (うち、国費 938,000千円)

浄化槽(個人設置型)

- 307,626千円
- (うち、国費 102,542千円)

合計

- 3,061,526千円
- (うち、単独 877,900千円)
- (うち、国費 1,040,542千円)

5 - 3 その他の事業

垂井町文化財保存活動事業

垂井町の区域内に所在する文化財のうち重要なものを垂井町文化財に指定し、その保存のため適当な措置を行う者に対し、管理、補修等保存に要する経費の一部を補助するものである。

6 . 計画期間

認定の日から平成 2 1 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、町、文化財保存会等で構成する「再生計画評価協議会」において、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況等について評価・検討する。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特に無し

(添付資料)

- ・付 1 - 1 地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面
- ・付 1 - 2 地域再生計画の区域を表示した図面
- ・付 2 - 1 地域再生計画の工程表
- ・付 2 - 2 工程表の内容を説明した文書
- ・付 3 地域再生計画の全体像を示すイメージ図